

新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金 利子補給金のご案内

沖縄県では、沖縄県融資制度の新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金（以下「伴走型支援資金」という。）の貸付けを受けた方への利子補給を実施します。

沖縄県に申請を行った方については、審査のうえ、対象期間に金融機関へ支払った利子相当額を補助します。

なお、当該利子補給は、予算の範囲内で実施するものであるため、**予算の上限に達し次第、受付を終了します。**

※下記のURLに当該利子補給の概要、新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金利子補給金交付要綱及び交付申請書の様式等を掲載しておりますので、ご確認ください。

URL： <https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/bansougatashienshikinrishihokyuukin.html>

| 対象資金 | 保証制度 | 利子補給率 | 対象期間 |
|-----------------------------|------------------|--------------|---|
| 新型コロナウイルス感染症 対応伴走型支援資金資金 | セーフティネット 保証4号 | 1.20%→実質負担0% | 融資を受ける 日から起算し て融資期間の 総月数の10分 の3を乗じて 得た期間 |
| | セーフティネット 保証5号 | 1.60%→実質負担0% | |
| | 危機関連保証 | 1.20%→実質負担0% | |

○対象者

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に伴走型支援資金の貸付けを受けた方。

ただし、予算の上限に達し次第、受付を終了します。

○対象経費

貸付金額4千万円を限度額として、伴走型支援資金に係る毎年1月1日から同年12月31日までの間に事業者が支払った約定利子の全額。（延滞損害金は対象外。）

○対象期間

融資を受ける日から起算して融資期間の総月数の10分の3を乗じて得た期間（当該期間に少数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）を限度とする。

例1：融資期間10年（120ヶ月）→利子補給対象期間3年（120ヶ月×3÷10=36ヶ月）

例2：融資期間5年（60ヶ月）→利子補給対象期間1年6ヶ月（60ヶ月×3÷10=18ヶ月）

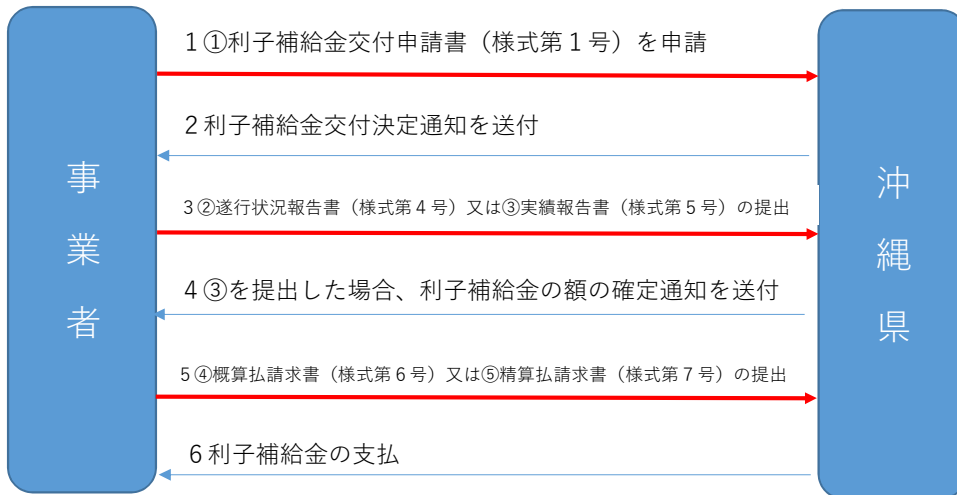
例3：融資期間3年（36ヶ月）→利子補給対象期間10ヶ月（36ヶ月×3÷10=10.8ヶ月=10ヶ月）

※交付要綱第15条第1項に基づき、新型インフルエンザ等対策本部特別措置法第45条第2項の協力要請（休業要請及び営業時間短縮要請等）に応じず、同法第45条第3項の命令に応じない事業者は、当該利子補給の対象外となります。

申請方法は裏面参照

申請方法

○ 利子補給を受けるまでの流れ



※条件変更を行った場合は、別途「⑥計画変更承認申請書（様式第3号）」の申請が必要となります。

○事業者が沖縄県へ申請する書類

| 申請書類 | 申請時期 | 添付資料 | 備考 |
|------------------------|-----------------------|--|------------------------------|
| ①利子補給金交付申請書 （様式第1号） | 令和4年3月31日までに提出 | 金銭消費貸借契約書の写し 貸付返済予定明細書の写し 利子補給金内訳書 | 利子補給対象期間（最大3年間）に支払う利子の見込みを申請 |
| ⑥計画変更承認申請書 （様式第3号） | 条件変更を行ったとき | 金銭消費貸借変更契約書の写し 変更後の貸付返済予定明細書の写し 利子補給金内訳書 | <u>※条件変更を行ったときのみ申請する。</u> |
| ②遂行状況報告書 （様式第4号） | 案内文にて通知 | 借入金返済及び利子支払いが確認できる資料の写し（通帳の写し等） 利子補給金内訳書 | 令和3年4月～12月に支払った利子の実績を報告 |
| ③実績報告書 （様式第5号） | 案内文にて通知 | 借入金返済及び利子支払いが確認できる資料の写し（通帳の写し等） 利子補給金内訳書 | 利子補給対象期間に支払った利子の実績を報告 |
| ④概算払請求書 （様式第6号） | ②遂行状況報告書（様式第4号）提出時に提出 | 特になし | |
| ⑤精算払請求書 （様式第7号） | 額の確定通知を受けた後（1月～3月頃） | 特になし | |

注1

注2

注1：利子補給対象期間が令和3年12月31日までの場合は③実績報告書の提出となり、利子補給対象期間が令和4年1月1日以降も継続する場合は②遂行状況報告書を提出してください。

注2：③実績報告書を提出した場合は⑤精算払請求書の提出となり、②遂行状況報告書を提出した場合は④概算払請求書を提出してください。

※①利子補給金交付申請書の申請締切日は、令和4年3月31日に貸付けを受けた事業者も令和4年3月31日までとなります（来年度以降の申請も受け付けません）。

※必須項目のみの記載となりますので、詳細については、新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金利子補給金交付要綱をご覧ください。

※申請時期を過ぎた場合は、利子補給対象外となりますので、必ず申請締切日までにご提出してください。（必着）

お問い合わせ先

沖縄県商工労働部 中小企業支援課 金融班 TEL:098-866-2343